

川西町上水道

令和8年度 水質検査計画

水道水質検査計画は、安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、川西町が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数などについて定めたものです。

また、計画に基づいて実施した検査の結果も公表し、意見などを踏まえて毎年度見直しいたします。

・・・・・・・・・・計画の内容・・・・・・・・・・

1. 基本方針
 2. 水道事業の概要
 3. 水質管理の現状
 - (1) 水質状況
 - (2) 水道水の水質に影響する要因と監視すべき水質項目
 - (3) 浄水場出口から蛇口の監視すべき水質項目
 4. 水質検査を行う場所、検査項目及び検査回数
 5. 臨時の水質検査
 6. 水質検査の方法
 7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
 8. 水質検査の精度と信頼性確保
 9. 関係者との連携
- ◆ 令和8年度川西町上水道水質管理計画
 - ◆ 令和7年度水質検査結果

1. 基本方針

(1) 水道法に規定する水質基準に適合した水道水の供給を行うため、地域の特性や水道施設の状況に合わせ、水質検査を行う場所、検査項目、検査回数などについて実施方法を定めます。

(2) 水質検査は、配水池などの系統の蛇口(給水栓)で行います。

2. 水道事業の概要

(1) 水源及び給水状況

本町の水道水は置賜広域水道用水(浄水)を水源としています。

令和6年度末現在の給水人口は13,205人、給水普及率99.40%とほぼ町内一円に給水を行っています。

水源系統の概要

系 統 名	取水可能水量(m ³ /日)	備 考
置賜広域水道用水	9,032	県企業局置賜電気水道事務所から受水(浄水)

(2) 水道施設の概要

施設名	所在地	原水及び水の種類	処理方法	備考
諏訪浄水場	上小松3845-2外	—	—	H19年10月より廃止
茨虫浄水場	下奥田1781-1外	—	—	H22年4月より機能停止
八幡原配水池	下奥田3510-16外	浄水	塩素処理 (2次滅菌処理)	容量2,238 m ³ 次亜塩素酸ソーダ
正安寺配水池	上小松5245-2外	浄水	—	容量2,100 m ³
西原配水池	玉庭6697-66	浄水	—	容量115 m ³
御伊勢町配水池	玉庭7078-6	浄水	—	容量122 m ³
東沢配水池	上奥田3836	浄水	—	容量169 m ³
朴沢ポンプ場	朴沢1564-3外	浄水	塩素処理 (2次滅菌処理)	次亜塩素酸ソーダ
玉庭ポンプ場	玉庭1908	浄水	塩素処理 (2次滅菌処理)	次亜塩素酸ソーダ (簡易式・適宜)
和合加圧場	玉庭808-1	浄水	—	
東沢ポンプ場	大舟985-6	浄水	—	
第一加圧場(大舟上)	大舟764-6	浄水	—	
第二加圧場(逆沢)	大舟209-1	浄水	—	

3. 水質管理の現状

(1) 水質状況

川西町では、安全で良質な水道水を供給するために、各配水池を経て蛇口に至るまで、きめ細かく水質検査を実施しています。

(2) 水道水の水質に影響する要因と優先して監視すべき項目

水質管理は、常にさまざまな状況を想定して、万全の体制で行っています。

水道水の水質に影響する要因及び優先して監視すべき項目として、蛇口の水質状況をもとに、次のことがあげられることから、これに留意して水質検査計画を策定します。

水道水の水質に影響する要因	優先して監視すべき項目
<ul style="list-style-type: none">・ 降雨、融雪による濁水・ 湖の富栄養化・ 藻類プランクトンの発生・ 給水装置の老朽化・ 消毒副生成物の生成	濁度・色度・臭気・味・pH値 残留塩素・微生物・蒸発残留物 金属・有機物・消毒副生成物 など

(3) 浄水場出口から蛇口までの間で監視すべき項目

浄水場出口から蛇口までの間で監視すべき項目は、鉄・鉛・残留塩素です。

蛇口で鉛が検出されることもあります。これは、鉛製給水管に由来するものです。

配水管からの取出し管については、鉛管を使用していないので支障ありません。

貯水槽（受水槽）を設置している蛇口では、貯水槽の管理が不備な場合に残留塩素が減少したり、水質が悪化することがあり、貯水槽の実態把握に努め、必要な改善を所有される方に働きかけます。

4. 水質検査を行う場所、検査項目及び検査回数

(1) 基本的な考え方

ア. 法令(水道法)に基づく蛇口での毎日検査項目

蛇口で毎日検査を行うことが法令で義務付けられている3項目(色、濁り及び消毒の残留塩素)で確認します。

イ. 法令(水道法)に基づく水質基準項目

基準値以下で給水することが法令で義務付けられている水質基準項目52項目)の検査を行い、適切な水質管理を行います。なお、過去の検査結果により検査や回数の省略ができる項目についても、より安全で安心な水道水の供給のため省略せずに検査を実施します。

ウ. 水質管理上必要と判断した検査項目

水質基準項目のほか、水道水の安全性を確保するため、必要に応じて水質管理目標設定項目(27項目)やその他の項目についての検査も行います。

(2) 水質検査を行う場所、検査項目及び検査回数

○ 法令で義務付けられている検査

ア. 毎日検査

配水系統から選定した9ヶ所の蛇口で色、濁り及び消毒の残留塩素を毎日確認します。(各系統の住人の方に委託)

イ. 毎月検査

配水系統から選定した2ヶ所の蛇口で、病原性微生物に関する項目や水道水の基本的な性状に関する項目など、法令上月1回以上の検査が義務付けられている水質基準項目(9項目)について、月1回検査します。(52項目検査、49項目検査含む)

ウ. 年4回検査

配水系統から選定した2ヶ所の蛇口で、法令上3箇月に1回以上の検査が義務付けられている水質基準項目(49項目)について、年4回検査します。(内1回は52項目検査に含む)

エ. 年1回検査

配水系統から選定した3ヶ所の蛇口で、水質基準項目(52項目)について、年1回検査します。

※ 水道水の放射性物質については、平成24年3月5日付け健水発0305第2号【厚生労働省健康局水道課長通知】に基づき、県企業局置賜電気水道事務所等と連携を密に図りながら適切に対応します。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に、水質基準項目などの必要な項目について行います。

- ①水源の水質が悪化するなど、異常があったとき。
- ②配水管の大規模な工事など、水道施設が汚染される恐れがあるとき。
- ③その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質検査基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)により行います。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、川西町ホームページにて公表します。

また、主要な検査結果は同様に公表します。

8. 水質検査の精度と信頼性確保

検査機関は水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者で、山形県内を担当している検査機関に外部委託します。

精度と信頼性の確保には公益社団法人日本水道協会から水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の認定を受けている機関かつ、令和6年度厚生労働省水道水質検査精度管理調査で指摘事項がなかった検査機関を選定します。

9. 関係者との連携

国、県、関係機関と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と安定した供給体制の確立に努めています。万一緊急事態が発生した場合には、関係機関と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて、状況や対応策などをお知らせします。

令和8年度 川西町上水道水質管理計画 (水質検査を行う場所、検査項目及び検査回数 一覧)

水質検査項目による検査

水質検査項目	検査回数	摘要
1 浄水 52項目	3	
2 浄水 49項目	6	
3 浄水 省略不可9項目	16	

採取場所	水源の種類	浄水	浄水	浄水
		52項目	49項目	9項目
大塚地区 交流センター	置賜広域 水道用水	1 (8月)	3 (5, 11, 2月)	8 (4, 6, 7, 9, 10, 12, 1, 3月)
玉庭地区 交流センター		1 (8月)	3 (5, 11, 2月)	8 (4, 6, 7, 9, 10, 12, 1, 3月)
スズキハイテック (株)尾長島工場		1 (8月)		
合 計		3	6	16

※上段は回数、()内は検査予定月

水質検査を行う項目及び検査回数						
番号	検査項目	基準値	区 分	検査場所及び検査回数		
				蛇口		
				1回/月	4回/年	1回/年
基 1	一般細菌	100個/ml以下	毎月検査	●	●	●
基 2	大腸菌	検出されない	毎月検査	●	●	●
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	健康関連		●	●
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	健康関連		●	●
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	健康関連		●	●
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	健康関連		●	●
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	健康関連		●	●
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	健康関連		●	●
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	健康関連		●	●
基 14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	健康関連		●	●
基 15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	健康関連		●	●
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	健康関連		●	●
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	健康関連		●	●
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下	健康関連			●
基 21	ベンゼン	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 22	塩素酸	0.6mg/l以下	健康関連		●	●
基 23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	健康関連		●	●
基 24	クロロホルム	0.06mg/l以下	健康関連		●	●
基 25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	健康関連		●	●
基 26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	健康関連		●	●
基 27	臭素酸	0.01mg/l以下	健康関連		●	●
基 28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	健康関連		●	●
基 29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	健康関連		●	●
基 30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	健康関連		●	●
基 31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	健康関連		●	●
基 32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	健康関連		●	●
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 39	塩化物イオン	200mg/l以下	毎月検査	●	●	●
基 40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 41	蒸発残留物	500mg/l以下	水道水の性状		●	●
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	水道水の性状		●	●

基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	水道水の性状		●	●
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	水道水の性状			●
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	水道水の性状			●
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	水道水の性状		●	●
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	水道水の性状		●	●
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	毎月検査	●	●	●
基48	pH値	5.8以上8.6以下	毎月検査	●	●	●
基49	味	異常でない	毎月検査	●	●	●
基50	臭気	異常でない	毎月検査	●	●	●
基51	色度	5度以下	毎月検査	●	●	●
基52	濁度	2度以下	毎月検査	●	●	●
	項目数			9項目	49項目	52項目